

# 国立国会図書館職員倫理規程

(平成十二年十二月十八日国立国会図書館規程第五号)

改正	平成 十四年 三月三十一日	国立国会図書館規程第四号
	同 十六年十二月 一日	同 第三号
	同 十八年 三月三十一日	同 第二号
	同 二十年 四月 一日	同 第三号
	同 二十一年 四月 一日	同 第三号

## (目的)

**第一条** この規程は、職員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

## (定義等)

**第二条** この規程において、「職員」とは、国立国会図書館の職員(国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十四条の三第二項に規定する両議院の議長が協議して定める非常勤の職員を除く。)をいう。

2 この規程において、「課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両

院議長決定。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 給与規程別表第一特別給料表の適用を受ける職員

ロ 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員

ハ 給与規程別表第三イ行政職給料表(一)の職務の級五級以上の職員

二 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定。以下「特定任期付職員給与特例規程」という。)第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員

3 この規程において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 給与規程別表第一特別給料表の適用を受ける職員

二 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員

三 特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、同表六号給の給料月額以上の給料を受けるもの

4 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

5 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、

前項の事業者等とみなす。

### （職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

#### 第三条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対しての

みの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、その職務に利害関係を有する者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

### （職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項）

#### 第四条 国立国会図書館の館長（以下「館長」という。）は、前条

に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。この場合において、当該事項には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

### （贈与等の報告）

#### 第五条 課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その

他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」とい

う。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として館長が定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、館長に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか、館長が定める事項

2 館長は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（指定職以上の職員に係るものに限る。）の写しを国立国会図書館職員倫理審査会に送付しなければならない。

### （株取引等の報告）

**第六条** 指定職以上の職員は、前年において行った株券等（株券、

新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（指定職以上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国立国会図書館職員倫理審査会に送付しなければならない。

**（所得等の報告）**

**第七条** 指定職以上の職員（前年一年間を通じて指定職以上の職員であつたものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、館長に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となつた事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二

十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 館長は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所

得等報告書等の写しを国立国会図書館職員倫理審査会に送付しなければならない。

#### (報告書の保存及び閲覧)

**第八条** 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した館長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 館長は、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）について、その閲覧の要求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これに応ずるものとする。

#### (国立国会図書館職員倫理審査会の設置)

**第九条** 国立国会図書館に、国立国会図書館職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

#### (所掌事務及び権限)

**第十条** 審査会は、この規程によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項について調査審議し、及び館長に対して意見を述べること。
- 2 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

#### (組織)

**第十一条** 審査会は、委員三人をもって組織する。

#### (委員の委嘱等)

**第十二条** 委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、館長が委嘱する。

2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

#### (会長)

**第十三条** 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (運営)

**第十四条** 議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### (調査の端緒に係る館長の報告)

**第十五条** 館長は、職員にこの規程又は第四条の規定に基づく館長の定め（以下「この規程等」という。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

**(館長による調査の通知等)**

**第十六条** 館長は、職員にこの規程等に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、審査会にその旨を通知しなければならない。

2 審査会は、館長に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 館長は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

**(館長に対する調査の要求等)**

**第十七条** 審査会は、職員にこの規程等に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、館長に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

**(館長に対する懲戒処分の勧告)**

**第十八条** 審査会は、第十六条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の報告を受けた場合において、館長において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、館長に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 館長は、前項の勧告に係る措置について、審査会に対し、報告しなければならない。

**(懲戒処分に係る審査会の意見の聴取)**

**第十九条** 館長は、職員にこの規程等に違反する行為があることを

理由として懲戒処分を行おうとするときは、国会職員法第三十一条の規定による国会職員考査委員会の審査を経る前に、審査会の意見を聴かなければならない。

**(懲戒処分の概要の公表)**

**第二十条** 館長は、職員にこの規程等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表（第六条第一項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。）をすることができる。

2 審査会は、館長が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、館長に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べるることができる。

**(館長に対する協力要求)**

**第二十一条** 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、館長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

**(細則)**

**第二十二条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、平成十三年一月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 第五条第一項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

3 第六条第一項の規定は、施行日以後に行つた株取引等について適用する。

4 第七条第一項の規定は、平成十三年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

**附 則**（平成十四年三月三十一日国立国会図書館規程第四号）

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）

附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券についての国立国会図書館職員倫理規程の規定の適用については、この規程の施行後も、なお従前の例による。

3 この規程（「（端株券を含む。）」を削る改正規定に限る。）

による改正後の国立国会図書館職員倫理規程の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

**附 則**（平成十八年三月三十一日国立国会図書館規程第二号）

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定（「、新株引受権証券」を削る部分に限る。）及び次項の規定は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成十八年五月一日）

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第九十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証券（新株引受権証券が発行されていない場合にあっては、これが発行されていたとすればこれに表示されるべき新株の引受権）についての国立国会図書館職員倫理規程の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二十年四月一日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十一年四月一日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十六年十二月一日国立国会図書館規程第三号）